

衆議院法務委員会ニュース

平成 23.4.20 第 177 回国会第 8 号

4 月 20 日（水）第 8 回の委員会が開かれました。

1 民法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 31 号）

- ・参考人から意見を聴取し、質疑を行いました。

（参考人）駿河台大学法学部教授・副学長	吉 田 恒 雄君
東京大学大学院法学政治学研究科教授	大 村 敦 志君
弁護士	
日本弁護士連合会子どもの権利委員会幹事	磯 谷 文 明君

（質疑者及び主な質疑内容）

橋 秀 徳君（民主）

- ・施設長や児童相談所長が行う児童の福祉のために必要な措置に対して、親権者による「不当な妨げ」に当たるか否かの判断の在り方や運用上の留意点について、磯谷参考人の所見を伺いたい。
- ・弁護士として未成年後見人に選任されたことがあるか、また、未成年後見人経験者から聞かれる感想・意見について、磯谷参考人に伺いたい。
- ・イギリスの「親責任」概念等の諸外国の立法例を参考にしつつ、親権の内容や名称の見直しを行うべきと考えるが、吉田参考人及び大村参考人の所見を伺いたい。

平 沢 勝 栄君（自民）

- ・民法制定時に親権喪失のみを規定した立法者の意図はどのようなものであったのか大村参考人に伺いたい。
- ・最近になって日本でも親が子を虐待するようになったのか、それとも以前から虐待はあったが最近になってクローズアップされるようになったのか、後者であればその理由な何か吉田参考人に伺いたい。
- ・子に親権の喪失及び制限の申立権を認める外国の立法例があるのか、子に申立権を認めることにより親との再統合に支障がないのか磯谷参考人に伺いたい。
- ・今後、親権の一部停止の導入について取り組む必要があるかについて吉田参考人に伺いたい。
- ・今回の改正の効果はどの程度あるのか、今後家族法で見直しをすべき点はどこか大村参考人に伺いたい。

大 口 善 徳君（公明）

- ・施設長等の権限と親権との関係について、施設長等が行うことのできる児童の福祉のために必要な措置の具体的内容や親権者の行ってはならない「不当な妨げ」に関するガイドライン策定について、磯谷参考人の所見を伺いたい。
- ・親権停止制度の新設によって家庭裁判所や児童相談所に期待される役割や負担が増大することになるが、それに伴う条件整備について、大村参考人及び磯谷参考人の所見を伺いたい。
- ・虐待を行った親に対して接近禁止命令を出せるのは、強制入所措置がなされている場合に限定されているが、必要に応じて同意入所や一時保護の場合等も含まれるよう、その対象範囲を拡大すべきと考えるが、大村参考人及び磯谷参考人の所見を伺いたい。

城 内 実君（国守）

- ・未成年後見人として選任される法人の基準を作成する必要性及び法人が未成年後見人となった場合の責任の所在について各参考人に伺いたい。
- ・親権制限の申立てを子が行う場合を性的虐待など重大な事例に限定することについて各参考人の見解を伺いたい。
- ・治療費が高額に及び場合、手術の成功率が著しく低い場合などは必ずしも医療ネグレクトに当たるとは限らないと考えられるが、親権停止の原因となる医療ネグレクトの基準を設ける必要性について磯谷参考人の見解を伺いたい。